

令和5年6月定例会会議録

令和5年豊郷町議会6月定例会は、令和5年6月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 塚 尚 憲
2 番	井 上 喜美子
3 番	本 田 清 春
4 番	辻 本 勇
5 番	中 島 政 幸
6 番	村 岸 善 一
7 番	前 田 広 幸
8 番	高 橋 直 子
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	西 澤 清 正
12 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹

産業振興課長 岡村浩孝
教育次長 西山喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長 森本智宏
書 記 喜多博紀

5、提案された議案は次のとおり

- 議第25号 専決処分につき承認を求めることについて
(豊郷町税条例の一部を改正する条例)
- 議第26号 専決処分につき承認を求めることについて
(豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議第27号 専決処分につき承認を求めることについて
(豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 議第28号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第11号))
- 議第29号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号))
- 議第30号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第1号))
- 議第31号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第2号))
- 議第32号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))
- 議第33号 令和4年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 議第34号 令和4年度豊郷町水道事業会計繰越計算書について
- 議第35号 令和4年度豊郷町下水道事業会計繰越計算書について
- 議第36号 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第37号 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第38号 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第39号 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第40号 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第41号 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第 4 2 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 3 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 4 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 5 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 6 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 7 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 8 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 9 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 5 0 号	契約の締結につき議決を求めることについて (工事第 0 2 3 号豊郷町立豊日中学校空調設備改修工事)
議第 5 1 号	豊郷町税条例の一部を改正する条例案
議第 5 2 号	豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案
議第 5 3 号	豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案
議第 5 4 号	豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案
議第 5 5 号	豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第 5 6 号	豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第 5 7 号	豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第 5 8 号	令和 5 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 3 号)
議第 5 9 号	令和 5 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議第 6 0 号	令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議第 6 1 号	令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
請願第 2 号	介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願

河合議長 皆さん、おはようございます。大変貴重なお時間に遅れまして、大変申し訳ございませんでした。ちょっと私の所用でありまして、申し訳ないこと、おわび申し上げます。

それでは、開会の前に、4月に執行されました豊郷町長選挙におきましての、伊藤定勉町長には見事ご当選をされましたことを、高所ではございますけど、おめでとうございます。また、今後4年間は住民の最高執権者としてご発展されることをご祈念申し上げまして、一言申し上げておきます。おめでとうございます。

それでは、会議を始めます前に、町長よりご挨拶の申出がありましたので、これを許可いたしました。伊藤町長、ご挨拶をお願いいたします。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。開会時、貴重なお時間をいただきまして、発言の機会をいただきましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、多くの町民の皆さん方のご支援、ご支持をいただきまして、5期目を迎えさせていただくことができました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

また、新しく議員になられました本田議員、井上議員、中塚議員には、心から当選のお祝いを申し上げます。豊郷町の発展のためにご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、私は今日まで、県内で先駆けて高校世代までの医療費の無料化や、小中学校の給食費の無償化などの子育て支援、役場庁舎改築事業や歌詰橋の耐震補強などの安心安全に暮らせるインフラ整備、3万円のクーポン券の配布や高齢者世帯への冷暖房費助成など、高齢者福祉や物価高騰対策事業など、子どもや女性、高齢者や障害のある方など、住民の皆さん一人ひとりが安心して暮らせる地域社会を構築するための各種施策を実施してまいりました。このことが、町民の多くの皆様方から評価していただいたものと思っております。引き続き、皆さん方のご期待、思いをしっかりと受け止めさせていただき、初心に戻って地域の発展に全力で取り組む決意をしているところでございます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に分類されました。この3年間は感染防止対策のため、各種事業の中止や縮小で、役場と住民の皆さんや、住民同士の距離が遠くなる状況が続きました。コロナ前の普通の日々が送れることがいかに大切で貴重であったかを知ることができました。今年度からは各種イベント等も、感染拡大防止に配慮しつつ徐々に再始動をし、第5次

総合計画で掲げる「一生青春 みんなで安心 元気なまち」を実現するよう事業を実施していく所存であります。

そのためには、常々申し上げている「町民の皆さんの健康」「施設の健康」「財政の健康」「地域の健康」「職員の健康」の5つの健康に加え、「子どもの元気は豊郷の希望」「若者の元気は地域の活力」「高齢者の元気は豊郷の誇り」の3つの元気をモットーに、持続可能な町政運営を行ってまいりたいと考えております。差し当たって、今年度は小中学校の修学旅行費補助金の大幅増額による子育て支援の拡充を行い、豊郷小学校旧校舎群の修繕や、龍ヶ池や町史編さんの事業を進め、郷土の歴史や文化の継承を行い、そのためにも第5次総合計画の中間年としての事業評価や、3年間にわたる行財政改革の仕上げとして、今後の行政評価の仕組みを導入し、持続可能な豊郷町をつくっていきたいと考えているところでございます。

引き続き、議員の皆様方と、希望に満ちた豊郷を目指す両輪として、共に手を携え、地方創生の取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、私の思いの一端を述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

河合議長

それでは、皆さん、改めましておはようございます。

これより、令和5年6月第2回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第2回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時21分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切り替えていただきますようお願いをいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いをいたします。会議規則の規定を遵守し、円滑なる議会の運営にご協力のほどを、お願いをいたします。

傍聴人の方は静かに願います。

日程第1、議席の変更を行います。

今回、新たに加わった本田清春君、井上喜美子君、中塚尚憲君の議席に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席を変更いたしました。変更した議席はお手元に配付しました議席表のとおりとし、現在着席されているとおりであります。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、西澤博一君、10番、鈴木勉市君を指名いたします。

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの23日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から27日までの23日間と決しました。

日程第4、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定により、令和5年2月から3月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の第1項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第5、諸般の報告を行います。今回新たに当選された本田清春君を、委員会条例第7条第4項の規定により、予算決算常任委員会、文教民生常任委員会委員に、井上喜美子君を予算決算常任委員会、文教民生常任委員会委員に、中塚尚憲君を予算決算常任委員会、文教民生常任委員会委員に指名いたしましたので、ご了承願います。

日程第6、諸般の報告として議長公務報告を行います。議長公務についての報告は、お手元に配付しているとおりでありますので、ご了承ください。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第7、議第25号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）から日程第14、議第32号専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 改めまして、おはようございます。

令和5年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、

皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本議会には承認案件 8 件、同意案件 14 件、契約案件 1 件、報告案件 3 件、条例改正案件 7 件、令和 5 年度豊郷町一般会計及び各特別会計の補正予算案件 4 件の計 37 件の議案を提案させていただいております。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず、議第 25 号から議第 32 号までの専決処分につき承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議第 25 号については、豊郷町税条例の一部を改正する条例で、今回の改正は、令和 5 年 3 月 31 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が 4 月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容といたしましては、第 46 条、第 50 条、第 98 条、第 101 条では施行規則様式の新設に伴う所要の改正、附則第 16 条、第 16 条の 2 では軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限延長に係る所要の改正であります。いずれも令和 5 年 4 月 1 日施行であることから、令和 5 年 3 月 31 日付で専決処分を行いました。

次に、議第 26 号については、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、今回の改正は令和 5 年 3 月 31 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が 4 月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容といたしましては、第 2 条で基礎課税額に係る課税限度額の引上げに伴う所要の改正、第 23 条では減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う所要の改正であります。令和 5 年 4 月 1 日施行であることから、令和 5 年 3 月 31 日付で専決処分を行いました。

次に、議第 27 号については、豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例で、令和 2 年度から実施しておりました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する介護保険料の減免は、令和 4 年度をもって終了しました。しかしながら、改正前の条例では減免の対象となる介護保険料が、令和 5 年 3 月 31 日までに納期限が定められている介護保険料となっているため、納期限の設定が令和 5 年 4 月 1 日以降のものでも減免を実施できるよう改正したものでございます。令和 5 年 4 月 1 日施行であることから、令和 5 年 3 月 31 日付で専決処分を行いました。

次に、議第 28 号については、令和 4 年度豊郷町一般会計補正予算（第 11

号) であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ794万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を57億9,521万9,000円とするものであります。

歳入では配当割交付金114万9,000円、法人事業税交付金768万円、地方消費税交付金1,682万2,000円、地方交付税7,802万1,000円、県支出金17万5,000円を追加し、利子割交付金18万6,000円、株式等譲渡所得割交付金182万1,000円、環境性能割交付金169万3,000円、繰入金9,220万3,000円を減額するものであります。

次に、歳出では衛生費776万4,000円、教育費18万円を追加するものであります。

主な内容としましては、歳入では利子割交付金から地方交付税までは実績による調整であります。歳出では令和3年度の新型コロナワクチン接種に係る国費の精算による返還金と、幼稚園バスの車内の降ろし忘れ防止措置の整備費用であります。いずれも3月末に金額が判明したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分を行いました。

次に、議第29号については、令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ107万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を7,669万5,000円とするものであります。

歳入では後期高齢者医療保険料を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を、それぞれ107万7,000円増額するものであります。年度末に額が確定し、当該年度予算で負担金を納付する必要があることから、3月31日付で専決処分を行いました。

次に、議第30号については、令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)です。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,563万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を53億4,463万8,000円とするもので、歳入では国庫支出金2,881万7,000円、繰入金682万1,000円を追加し、歳出では衛生費3,563万8,000円を追加するものであります。

主な内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連で、6月からの接種開始のため、早急にコールセンターの設置等の必要があったため、4月3日付で専決処分を行いました。

次に、議第31号については、令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,835万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を53億8,299万2,000円とするものであります。

歳入では国庫支出金2,721万1,000円、県支出金2万円、繰入金1,112万3,000円を追加し、歳出では民生費3,835万4,000円を追加するものであります。

主な内容としましては、非課税世帯に対する3万円の電気・ガス・食料品等高騰対策緊急支援給付金関連と、子ども1人当たり5万円の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業で、システム改修に早急に着手する必要があるため、また、特に子育て世帯分は5月末の給付を行う必要があったため、5月8日付で専決処分を行いました。

次に、議第32号については、令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算を9億3,998万9,000円とするものであります。

歳入では県支出金を、歳出では保険給付費をそれぞれ15万円増加するものであります。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の財政支援が延長されたことに伴い、支給事務を切れ目なく円滑に行う必要があることから、4月3日付で専決処分を行いました。

以上、議第25号から議第32号まで、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず、議第25号専決処分につき承認を求めることについて、質疑をいたします。

この新旧の対照表を見比べてみたのですが、1つは、附則の第8条が、原則では令和6年度までが令和9年度までに変更されるんですが、今、令和5年度なんですけど、今、これ急いである必要があるのかなと、ちょっと。こういう規則になっているのかなということを教えていただきたい。

それから、第10条の2ですが、これも現行規則と改正規則を順に、項別にざっと比較をしてみたのですが、18までは従来と、市町村の条例の割合も変わらないんですが、19項だけが、現行は「市町村の条例で定める割合は零と

する」となっているのが、提案されているのでは、「市町村の条例で定める割合は3分の1とする」と、こうなっているんです。これ、何か意味があるのか、18項までは同じなんですけど、19項だけが変わっているんで、この意味合い、何か意味合いがあるのかとは思いますが、これをちょっと教えていただければと思います。これは25号です。

次、26号です。26号については、今ご説明がありましたけど、提案説明がありましたけど、今年度までなんですけど、支払いが来年までになっているやつについても減免ができるということだったんですけど、具体的にどういうものがあるのか、ちょっとイメージとして分かりませんので、説明をお願いしたいと思います。

それから、次、これが介護保険か。ごめんなさい。今のが26号でした。ごめんなさい、ちょっと間違えました。26号です。次に第27号、いいです。

それから、次、28号です。28号の一般会計の補正予算ですが、4ページの繰越明許費が3件追加になっていますので、この説明をお願いしたいのと、それから8ページで、特別交付税が7,820万1,000円ですか、上程されていますけど、これで、特別交付税が令和4年度で、合計で幾らになったのか教えていただければと思います。

次、29号。ではありません。

すいません、30号です。30号の一般会計補正予算ですが、これは6ページに豊郷病院の小児科の医師確保対策というのが、これが専決で挙がっているんですけど、従来からの分かとは思いますが、これ、専決挙がっているというのが、ちょっとどういう経過があったのか教えていただければと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

税務課につきましては、議第25号で2点、附則第8条の適用期限、それから附則第10条の関係と、議第26号の国民健康保険税の減免の期限ということでやったと思うんですけども、まず1点目ですけれども、附則第8条につきましては、適用期限は6年度から9年度にするということで、これは肉用牛、本町では該当はしないんですけど、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ということで、上位法令に基づく今回の所要の改正でございます。

次に、10条の2の改正文について、新旧の特例割合についてのお尋ねやっただと思うんですけども、条例改正文の1枚目の下から4行目、見ていただき

ますと、附則第10条の2第19項が全文改正されております。これは、旧の第19項では生産性向上特別措置法に規定する中小事業者の先端設備に係る特例が上位法令での新設となることから、本条例で削除されるということで、新しく第19項として長寿命化に係る大規模修繕工事を行ったマンションに係る課税の特例を新設されるものでございます。新旧対照表でご説明させていただきますと、第19項では、旧が法附則第64条、新が法附則第15条の9の3として、根拠法令がそれぞれ異なりまして、関係性はございません。

以上でございます。

それから、議第26号ですけれども、附則第14条で、新型コロナウイルスに関係する減免ということですが、5年度自身はないんですけれども、4年度、遡及して国民健康保険に入った場合に、4年度が該当する場合については減免適用になるということです。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、議第28号の豊郷町一般会計補正予算11号でのご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、4ページの繰越明許の補正についてでございます。まず、一番上の1行目、総務費の財産管理費の605万円につきましては、4年度に行っておりました、防災倉庫の南側の設置工事を行っておりましたが、予想外のものが土の中から出てきたりしまして、ちょっと工事が止まっておりますので、今回繰越しをさせていただいたものです。それから、次の衛生費の環境対策費につきましては、これは安食南地先の火事の跡地の処分ですけれども、それも、その処分費が大幅に増額になりそうやということで、年度内に終われなかったということで繰越しをさせていただきました。6の農林水産業費、担い手確保・経営強化支援事業の3,700以下につきましては、これはこの事業ですけれども、年度をまたいで事業を実施するということで、繰越しをさせていただいております。それから、教育費の幼稚園施設管理費の18万ですけれども、これは先ほどの提案説明でもございましたが、幼稚園バスの降ろし忘れ防止装置ですけれども、これは国費が4年度で入ってくる都合で、4年度中に予算を見なあかんということで、ぎりぎりにさせていただいたんですけど、実際事業できるのが、5年度入ってからにしかできないということで、繰越しをさせていただきました。

それから、続きまして、8ページです。8ページの一番下、地方交付税の特

別交付税につきまして、総額をとということでしたけども、総額は3億3,802万1,000円、3億3,802万1,000円でございます。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

私からは議第30号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）の6ページでございます。保健衛生費委託料ならびに負担金、18負担金補助及び交付金でございます。こちらの事業につきましては、湖東圏域の小児科医療の拠点としましての機能を果たすために、圏域住民の健康保持及び福祉の増進に寄与するために、豊郷病院における小児科外来の開設するための小児科専門の確保、ならびに圏域におけます発達障害等のある子どもの早期発見と早期支援の充実を図るために、専門的な研究を滋賀医科大学に委託しております。よりまして、滋賀医科大学と豊郷病院の話合いによりまして、負担金の交付の予算の組替えが行われたために、変更させていただきました。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 まず25号ですが、ということは、この19項の現行と改正のやつは、性格が全然違うということ、根拠条例も根拠法令も違うし、番号が同じ19なものですから、これ、ずっと比較検討していたら、ここだけが、「零」が「3分の1」になっているものですから、あれ、うちの負担が増えたんかなというふうに私は理解したのですが、今のご説明では、同じ19項なんだけど、根拠法令が違って、これは全然性格の違うものだというふうで理解をしていいわけですか。1点だけ、となると、この定める条令が3分の1とする対象が町内にあるのかどうか、その点だけお願いをしたいと思います。

それから、議長、すいません、先ほど一括してしたとき、1点だけ忘れたので、よろしいでしょうか。すいません。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 第26号なんですけど、第26号では課税限度額が20万から22万に引き上げられていますが、これで影響を受ける方が町内でどのくらいおられるのか、説明をお願いしたいと思います。すいません。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどの第19項、先ほどご説明させていただいたように、全くその19項が全文改正されており、旧と新というのは全く違うものでありますので、鈴木議員のおっしゃるとおりでございます。

次に、第26号ですけれども、第2条に係る課税限度額の影響の人数ということですが、後期高齢支援分として、今まで限度額が16件、16世帯あったのが、13世帯になりました。限度額を超えない人数が減ったということです。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 すんません。分かりやすく言うと、何人の方というか、何世帯の方が影響を受けるということになりますか。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 後期高齢の支援分の限度額を超えるのが16世帯で、件数的には40件であったのが、限度額の引上げの、2万増えたことによって13世帯の31人でございます。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは議第30号、これは一般会計補正予算（第1号）につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、5ページです。2衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が上がっていますけれども、この予算を組まれた時点で、何名が受けられたのかを教えてください。

それから、6ページです。先ほど同僚議員からも質疑がありましたけれども、12の委託料と18の負補交が入れ替わる形になっています。滋賀医科大学にお願いするというふうに変ったみたいなんですけれども、それでは、該当の子どもたちは、親御さんは、近くの豊郷病院からこの滋賀医科大学まで通うとか、診断を受けるために行かなきゃならないのかどうかを教えてください。

それから、2 予防費の中の委託料が 2,046 万 4,000 円上がっています。このコールセンターにつきましては全国的にも、なぜそういうことが起きるのだというような、水増しの人数で国の補助金を受け取っていたとか、そういう不祥事が明らかになっていきますけれども、私たちの町の場合のコールセンター委託料は、的確にちゃんとやられていると信じているんですけども、そういう、大丈夫だったのか、ちょっとおかしいところがあるのかという確認方法などは、どういうことが考えられるのでしょうか、教えてください。

それから、その同じ項で人材派遣委託料とあります。12 万円の増額の背景を教えてください。

4 の環境対策費について伺います。12 委託料、123 万 2,000 円、廃棄物処理等委託料、これが足りなかったのかなと、それで増額かなと思うんですけども、これを具体的な説明をお願いします。

続きまして、第 31 号です。歳出の部の 8 ページですね。8 ページで、社会福祉総務費で、18 負補交の具体的な世帯なり人数を教えてください。そして、児童措置費につきましても、同じように低所得子育て世帯生活支援特別給付金が上がっています。5 万円ずつが給付されますが、何人に、または何世帯に給付があったのかを教えてください。

以上です。

住民生活課長

議長。

河合議長

辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長

おはようございます。それでは、私の方からは、4 衛生費、1 保健衛生費、4 の環境対策費の 12 委託料、123 万 2,000 円の廃棄物処理等委託料の増額補正についてご説明させていただきます。

まず、この廃棄物処分料の増額に至った経緯といたしましては、アスベスト及びダイオキシン調査に時間を要したことと、ブルーシートを外し、工事に取りかかれたところ、家庭ごみと家屋の廃材等が交ざり合い、また火災灰と良質土の混入による廃棄物残渣がミンチ状でございまして、こちらは処分先での受入区分ごとに分別するには、現地での分別では限界があるため、自社の中間処理場で詳細な分別作業に場所と時間が必要となったためでございます。今の分別作業が必要となったために、123 万 2,000 円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。

医療保険課長

議長。

河合議長

小西直美医療保険課長。

医療保険課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

令和4年度のワクチン接種者の数につきましては、集団接種におきましては7,087人となっております。歳出の滋賀医科大学、豊郷病院についてでございますが、言い方が悪くて申し訳ございません。受診されている方につきましては、豊郷病院で受けておられます。

歳出のコールセンター委託料につきましては、水増し請求されておられるようなことは見受けられませんでした。人材派遣委託料12万円につきましては、医師紹介委託料としまして、医師の紹介料を払う関係で12万円計上しております。

以上です。

河合議長 ちょっと後ろ、聞こえていますか。聞こえていますか。少し、ちょっとボリューム上げたってくれる。

西澤博一議員 もうちょっとゆっくりしゃべって。

河合議長 それは個々の口調でしゃあないけど。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは、議第31号、7ページの社会福祉総務費の負補交についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、3万円の900世帯を見ております。その下の児童措置費の18負補交の人数ですが、こちらの方は5万円130人を見ておりまして、現在のところ56世帯114人分の振込をさせていただいております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

予防費につきまして、委託料、幸いなことに不正の痕跡はないという報告なので、安心しました。こういうことは、本来は絶対にあってはならないんですけども、確認方法というのは随時やっていくものなんでしょうか。ああいうことが起きたというところが、ほんまにありますので、私たちの町の場合は、何か節目節目でちゃんと、依頼した人と、そして支払いが合っているかどうかというのは、どういう方法で確かめるのだろうかというのを教えていただきたいと思っております。

それから、人材派遣委託料12万円ですけれども、医師の紹介料というふう

に聞き取ったんですけれども、これはどういう場合に、そして、何人のお医者さんに、どういう傾向のお医者さんに依頼をされるのかを教えてください。

それから、4の環境対策費につきまして、12委託料、これ、今のお話を伺って、結局安食南のあの家屋の1件かなと想像したんですけれども、いろんなものが出てきたと。そして、分別もきっちりしなきゃいけないので、この額が上がっているんですけれども、この金額は最終、誰が払うんでしょうか。そして、いろんな分別のときの持込み先、確か2社というふうにおっしゃったと思うんですけれども、こういうことを頼んだ委託先を教えてください。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 高橋議員の再質疑にお答えさせていただきます。

こちらのコールセンター委託料につきましては、コールセンターの運営分ならびに接種会場の会場運営を委託している分の計上に伴うものでございます。氏名等で確認しております。

議第30号、人材派遣委託料12万円につきましては、集団接種に伴いまして医師を派遣いただいておりますので、1時間1万5,000円の40時間の20%が、紹介の報酬としてお支払いさせていただいておりますので、こちらの方を上げさせていただいております。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えいたします。

こちらの処分委託料ですけれども、誰が支払うのかということでございますが、最終的には相続人様でございます。

委託先でございますけれども、彦根市の成功産業さんの方をお願いいたしました。

以上でございます。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第25号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第25号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）について、反対討論を行います。

先ほどの質疑でも、十分審議をしなければなかなか理解が難しいという部分がありましたが、そういう意味では、本来は専決でなく議会に諮り、十分に審議をしていくべきだと考える次第です。確かに専決処分は町長の1つの権限として、議会が成立しなかったとき、2つ、なお、会議を開くことができないとき、3つ、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、4つ、議会が解決しないときの4つの場合に専決処分が認められております。同時に、議員必携には、議会は承認を求められた場合は、慎重な検討を加えた上で承認・不承認を決めるべきであると。もし、招集する時間的余裕があったと思われるのに、町長が主観的に時間的余裕がないとして専決処分をした場合は、議会は毅然たる態度で不承認として、町長に反省を与え、今後戒めるべきであると、議員必携に書かれています。

もちろん、全ての専決処分を否定するものではありませんが、今議会には8本の専決処分の承認が提案されていますが、議第25号の専決処分には反対といたします。

以上です。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 他に討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第25号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第25号は承認することに決定いたしました。

これより、議第26号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第26号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第26号は承認することに決定しました。

これより、議第27号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第27号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第27号は承認することに決定しました。

これより、議第28号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第28号専決処分につき承認を求めることについて（令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第11号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第28号は承認することに決定しました。

これより、議第29号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第29号専決処分につき承認を求めることについて（令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第29号は承認することに決定しました。

これより、議第30号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第30号専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第30号は承認することに決定しました。
これより、議第31号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第31号専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第31号は承認することに決定しました。
これより、議第32号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第32号専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第32号は承認することに決定しました。

日程第15、議第33号令和4年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第17、議第35号令和4年度豊郷町下水道事業会計繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

町長より報告を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第33号から議第35号までの繰越計算書についてご説明申し上げます。

まず、議第33号については、一般会計の繰越明許費繰越計算書であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和4年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の総務管理費605万円から幼稚園費18万円まで、総額3億1,615万7,000円を令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

次に、議第34号令和4年度豊郷町水道事業会計繰越計算書及び議第35号令和4年度豊郷町下水道事業会計繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、水道事業会計及び下水道事業会計の建設改良

費を、別記第8号のとおり繰越ししました。

内容につきましては、議第34号水道事業会計では、半導体部品の入荷が遅れていることにより、水道施設機器更新工事1,011万6,700円を、分譲開発の時期を調整しながら工事を進めているため、消火栓設備工事284万9,000円を繰越しいたします。

議第35号下水道事業会計では、県が施工している安食西バイパス工事により、急遽下水道管を布設替えする必要性が生じたことから、その設計業務を繰越ししました。

以上、議第33号から議第35号まで一括して報告いたします。よろしくお願いたします。

河合議長 これで報告は終わります。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木君。

鈴木議員 報告事案ですが、簡単に質疑をお願いいたします。

1つは、33号の繰越明許ですが、10件あるんですが、先ほどご説明をいただいた4件は除いて説明をお願いできればと思うんですが、その中で1点、日栄小学校の施設管理費だけが7万1,000円ぐらい、これ、執行済みになるんですかね、この額で見れば。になるんですけど、ちょっとこれ、よく分からないので、説明をお願いしたいと思います。数字の上で、ちょっと見たら、これだけがちょっと、繰越金額と翌年度繰越額が少し違うので、7万1,000円ぐらい違うんです。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから34号、今、説明があったんですが、これ、開発時期との調整という、調整とはどういう調整なのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、35号も合わせてですが、35号は、これも安食南の布設替えということ、もう少しよく分かりませんので、工事内容の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。私の方からは、繰越しの内容についてお話を、ご説明をさせていただきます。先ほどご説明させていただいたやつを除いてでお願いしたいと思います。

1行目と2行目は、先ほどさせていただきました。3行目の農林水産業費の

農業振興費 1 8 1 万 5 , 0 0 0 円につきましては、これは昨年度お願いしておいた安食南のポンプの補助金の関係でございます。これにつきましては、1 月に交付決定しまして、事業が今年度にまたいでおりますので、繰越しをさせていただきます。

1 つ飛ばしまして、土木費の町道路整備事業費 5 1 4 万 8 , 0 0 0 円につきましては、これは沢の樋之本の道路改良に係る工事の分で繰越しをさせていただきます。

それからその下、同じ土木費の緊急自然災害防止対策事業費 4 , 4 6 6 万円につきましては、これは中山道の上枝・下枝の水路の工事について繰越しをさせていただきます。

それから、1 0 の教育費の豊郷小学校の 6 7 7 万 4 , 0 0 0 円につきましては、これも昨年度お願いしておりました、学校の給水ポンプの取替え工事の関係でございます。

それから教育費、同じく教育費、日栄小学校施設費の 1 2 9 万 9 , 0 0 0 円ですけれども、これはキュービクルの関係です。執行済みの差額につきましては、後ほど教育委員会の方から説明をさせます。

それからその下、豊日中学校改修事業費の 2 億 9 7 1 万 7 , 0 0 0 円につきましては、これは豊日中学校の空調の関係と L E D 化の関係で工事が延びておりますので、国費の関係で今年度に繰越しをしております。

それから教育費、幼稚園の施設管理費、先ほど申し上げたバスの分でございます。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 私からは議第 3 4 号の消火栓設置工事の開発時期との調整のための繰越しなんですけれども、今、沢のところちょっとミニ開発の分譲開発が行われております。そこで、水道施設を業者が布設替えしていくんですけれども、一旦ミニ開発が終わった後に消火栓を設置しにいくとなると、その部分だけ舗装をめぐってもう一度工事し直さなければならぬために、そのミニ開発の工事の水道と下水を引くときに、同時にそれをさせてもらうということで、開発の工事の調整が要るため、繰越しをしたということでございます。

次に、下水道事業の、議第 3 5 号の下水道管布設替工事につきましては、今

安食西の県道のバイパス工事が始まっております。今、工事につきましては真ん中ら辺だけ、先を買収できた真ん中のところだけ、先工事を進めていまして、鳥居の信号から来るところと、国道8号線のところはまだ工事が始まっておりません。で、その部分で、1軒家があるところの水道と下水が、道が大きくなって拡幅しますので、下水が水道と町道を渡っていつているのを、広がるので、その分の布設替えと、8号線のところは、8号線のところの付近のところも、水道がずっと8号線を渡っていつているんですけども、この部分の布設替えと下水の布設替えが発生していますので、その部分の設計を見てくれということをお県から指示されましたので、3月の補正で上げましたが、今、繰越ししたということでございます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、私の方からは鈴木議員の質疑にお答えいたします。

議第33号の一般会計繰越明許費の10教育費、2小学校費、日栄小学校施設費の金額の差額分につきましてですけども、翌年度繰越額につきましては、契約しておりますので、契約した分だけ繰り越しますので、その残余分は繰越していないので、差額が生じております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

鈴木議員 ありません。結構です。

河合議長 他に質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

以上で議第33号、34号、議第35号の報告を終了いたします。

日程第18、議第36号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第31、議第49号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第36号から議第49号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、一括してご説明いたします。

現豊郷町農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって任期満了と

なります。このことから、令和5年1月24日から2月20日の期間において公募を実施したところ、14名の応募がありました。その後、豊郷町農業委員候補者評価委員会にて委員候補者の審査が行われ、その結果について報告がありました。

つきましては、任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員の候補者につきましては、議第36号北川泰史氏、議第37号古川傳次郎氏、第38号田中耕一氏、議第39号西山武氏、議第40号森久仁彦氏、議第41号渡辺篤則氏、議第42号大橋健治氏、議第43号藤野総五郎氏、議第44号北村惣次郎氏、議第45号北田一也氏、議第46号林政博氏、議第47号田中良典氏、議第48号長谷川光政氏、議第49号田中正剛氏、以上14名でございます。

なお、経歴につきましては別紙のとおりであり、任期につきましては令和5年7月20日から3年間でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、議第36号から49号農業委員会委員の任命について同意を求めることについて、質疑をさせていただきます。

農地の番人と言われております農業委員会です。農業者の悩みや相談事業にどのように取り組んでこられたのか、今後、農地の集約や保全、利活用について、どのようなご意見を述べておられるのかなどについて教えてください。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

農業委員さんにつきましては、毎月1度定例会を開催させていただいております。その中で、豊郷町の農地について議論を重ねているところであります。また、今年度から地域計画という、新たに人・農地プランに代わる計画をつくっていかねばなりません。そこにおきまして、農業委員さんにつきましても、組織の目標地図等をつくらなければならないというふうになっておりますので、今後、農業委員さんの活躍の場は広がっていくと考えております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、農業委員の選任のことについて質疑をさせていただきます。

全員協議会が終わった後、ちょっと資料を頂きました。それに基づいて質疑をさせていただきます。

1つは、この個人推薦、団体推薦、募集で行うというふうには、この要綱で挙がっているんですが、全員協議会でもお聞きしましたが、個人推薦ができるというのが少し、いまだに理解ができないのですが、もともとそういう、この制度の趣旨について、個人推薦でもいいということについて、少し説明をお願いしたいと思うのと、それから2つ目は、この推薦及び公募の資格要件の3に、「居住要件は問いません」とありますよね。つまり、町外の方でも豊郷町の農業委員になれるという要綱なんですか。極端なことを言えば、町民以外でも誰でも豊郷町の農業委員になれると、この要綱どおりですと、いうふうになるんですが、その点を、説明をお願いしたいと思います。

それから、3つ目は、その候補者評価委員会に、今回は14の定数だったので、候補者評価委員会に諮って適切であったということだと思んですが、その候補者評価委員会というのはどういうメンバーなのか、ちょっと知らされておられないので、候補者評価委員会のメンバーをお願いいたします。

それから、その他の項で、「候補者の決定に際しては、資格要件の他に年齢や性別を考慮します」というのがあるのですが、今回の候補者評価委員会で、年齢や性別について考慮するとあるんですが、どのような考慮がされたのか。されたのか、されなかったのかも含めてなんですが、教えていただければと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

委員の推薦につきましては、個人、その他、団体、また応募というふうには決められております。こちらにつきましては、今、農業委員としては推薦いただいた方について、評価委員会で評価していくということで、推薦者につきましては、そのように個人からもできるふうになっております。

また、住所案件につきましては、先ほど申し上げたとおり、現在住所案件というのはありません。豊郷町に、一応豊郷町農業委員会の委員の選任に関する

規則というのが豊郷町にもあるんですけども、その中で、要件としましては、豊郷町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げないということで、町外のお住まいの方につきましても、豊郷町の農業委員になる可能性はございます。

また、評価委員のメンバーについてなんですけれども、評価委員会のメンバーにつきましても、こちらにつきましても要綱がございまして、豊郷町農業委員候補者評価委員会設置要綱というのがございまして、その中の組織にメンバーが書かれております。メンバーにつきましても、農業組合長会会長、農業組合長会副会長、東びわこ農業協同組合東部営農センター長、農業委員会事務局長の4名となっております。

また、年齢要件なんですけれども、こちらにつきましても法律の関係で、年齢と性別につきましても考慮しなければならないというふうになっております。ですので、今回につきましても14名だったので、それについては、評価委員会の中では評価しておりませんが、こちらが人数等の関係で増えたりして、評価をしていく中で青年の方とか女性の方をなるべく委員として入れていかなければならないというふうに、法律でなっておりますので、そこら辺を考慮するというふうになっております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

鈴木議員 はい、議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 1件は、この要綱でいただいた、居住要件は問いませんと書いてあるから質問したんですよ。回答は、豊郷町に在住する者に限ると。どういうことなんですか、これ。ここには、居住要件は問わないと書いてある。今のお答えは、豊郷町に在住する者に限るということを示してあると。そういうのはそれで、ちゃんとこれ書かないとね。これを読む限り、だから先ほど私、質問させていただいた、質疑させていただいたのは、豊郷町民以外の人でも本町の、これやったら農業委員になれますよね、なれるんですかとお聞きしたの。そうしたら、違いますと、規定がありますと。おかしいじゃない。これ、ちゃんと、なぜ記入すべきじゃないですかというのが、なぜそうなるのか、ちゃんと説明してください。

もう1点は、私のお聞きしたのは、個人推薦、団体推薦、募集になったと。個人推薦で、全員協議会でもお聞きしましたが、14名のうち2人の方が個人推薦なんですよね。極端なことを言えば、私が農業委員になりたいと、誰か

推薦をお願いしますと言ったら、これ、農業委員になられるということじゃないですか。だから、この個人推薦についてどうお考えですかというふうに質問させていただいた。これ、全員協議会でもお伺いしましたよね。その点について、14名のうち、確かお二人の方だと思います。個人推薦が。それは、そういう方については、ここの候補者評価委員会等は議論にはならなかったのです。普通、町民から見たら、個人が個人を推薦して、その方が町の公の委員になられるというのは、少し違和感を感じるんですよね。ですからお聞きをしているんですが、もう一度お聞きしますが、個人が個人を推薦されたお二方については、評価委員会等ではどういう議論がされたのか教えていただければと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほども申し上げたとおり、住所案件につきましては、居住要件等、また豊郷町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げないということで、住所要件は設けてございません。また、個人からの推薦につきましても、募集要綱に書かれているとおり、個人や法人、団体からの推薦をするものというふうに決めさせていただいております。ですので、個人からの推薦につきましては問題ないものと考えております。また、評価委員の評価につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第4項の規定の破産手続や禁錮以上の刑に処せられた者等、また農業委員としての兼職が禁止されている職にある者等を審査させていただいております。ですので、そこまでの推薦者は紹介させていただいておりますけれども、それが評価の判定の中には入ってはいけません。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 いや、私がお聞きしているのは、まず居住要件は、町内に限るということなのですかどうかということをお聞きしたいのと、確認したいのと、それが限定されないということなのかどうかということと、町内に限定されるということであれば、要綱になぜそれが書かれていなかったのかというのの説明をお願いしたいと、こう質問したんです。2つ目は、評価委員会で個人推薦の方2名については、何か議論があったのですかとお聞きした。シンプルな質問です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えをいたします。

住所案件につきましては、豊郷町外の方でも、豊郷町の農業委員さんになれます。2件の個人さんの推薦につきましては評価委員会での問題につきましては、今回につきましては評価はしておりません。

以上です。

河合議長 他に質疑はありませんか。

村岸議員 1つだけ、はい。

河合議長 村岸君。

村岸議員 1点だけお聞きしたいんですけども、農業委員の方は責任が重いと思うんです。というのは、各案件が出てきたときには、必ず地元の農業委員さんの印鑑を押さんならんと思うんです。それは、区長さんはじめ農業組合長ならびに水利組合長とか、その人らは皆印鑑が要りますし、その次に農業委員の各字といますか、その案件に対しての、一番最初に出てくるときには農業委員の印鑑も要ると思うんですけども、仮に農業委員の出ていない字の案件が出た場合に、誰がその農業委員の印鑑を押すのかと。最初の印鑑、それが出てきて初めて町の方の農業委員会の方に出てくると思うんですけども、最初の印鑑は誰が押されるのか、そこをはっきりさせてほしいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員のご質疑にお答えをいたします。

豊郷町の農業委員会で、農地法に基づく3条、4条、5条の案件につきましては、村岸議員がおっしゃるとおり農業委員さんの印鑑等を、また区長ならびに水利組合長等の印鑑をもらって、もらえたものから農業委員会の定例会で審議の方をさせていただいております。豊郷町の定数が14名ということで、豊郷町の農業委員会は基本、各字から出てきていただいております。各字の農業委員さんがないところにつきましては、農業委員会の最初のところで、おられない字につきましては、どこの委員さんが対応していただくというふうに決めさせていただいております。ですので、私どもとしましては、農地法の関係で案件が出てきたときに、この方の、農業委員さんのところに行って相談をしてくださいというふうにさせていただいております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

村岸議員 ありません。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもちまして質疑を終結いたします。
暫時休憩をいたします。開会はその時計で45分から。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時48分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

これより、議第36号の討論を行います。

討論はありませんか。

高橋議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。高橋君。

高橋議員 それでは、議36号、まず36号につきまして、反対討論をさせていただきます。

まず初めに。

河合議長 高橋さん、こっち、討論。

高橋議員 失礼しました。

河合議長 皆さんに。

高橋議員 大変失礼しました。

議第36号につきまして、反対討論を行います。まず初めに、各候補者の方々に対する、反対するものではないことを申し述べておきます。

本来なら、豊郷町の農業振興について、農業委員会ならびに農業委員としての取組などを知るための慎重な、忌憚のない議論が必要ですが、今議会においては、全員協議会の場に経歴や推薦団体を記した書面が示されたただけでした。具体的な説明はありませんでした。本日も質疑において、私、質疑をさせていただきましたが、一般的な説明のみで終わっています。6月定例議会では、各常任委員会が開催されます。担当常任委員会に付託することなく、住民代表機関である町議会の町政チェック機能を放棄する即決であることから、反対いたします。

なお、同様の議案は49号まで14本ありますが、本36号から49号まで全て、先ほど述べました反対の理由を述べまして、全て反対いたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 他に討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、議第36号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第36号は同意することに決定しました。
これより、議第37号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、議第37号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第37号は同意することに決定しました。
これより、議第38号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、議第38号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第38号は同意することに決定しました。
これより、議第39号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、議第39号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第39号は同意することに決定しました。
これより、議第40号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第40号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第40号は同意することに決定しました。

これより、議第41号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第41号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第41号は同意することに決定しました。

これより、議第42号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第42号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第42号は同意することに決定しました。

これより、議第43号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第43号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第43号は同意することに決定しました。

これより、議第44号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第44号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第44号は同意することに決定しました。
これより、議第45号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第45号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第45号は同意することに決定しました。
これより、議第46号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第46号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第46号は同意することに決定しました。
これより、議第47号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第47号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第47号は同意することに決定しました。
これより、議第48号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第48号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第48号は同意することに決定しました。
これより、議第49号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第49号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第49号は同意することに決定しました。

日程第32、議第50号契約の締結につき議決を求めることについて(工事
第023号豊郷町立豊日中学校空調設備改修工事)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第50号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

令和4年度工事第23号豊郷町立豊日中学校空調設備改修工事の入札を、令
和5年5月12日に条件付一般競争入札により執行いたしましたところ、所在
地、滋賀県彦根市小泉町78番地の21、名称、株式会社伊藤組、代表取締役、
奥田秀氏が1億3,100万円で落札しましたので、請負契約金額1
億4,410万円で仮契約を結んだところであります。この請負契約を締結する
に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願
いするものであります。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し
上げます。

鈴木議員 議長、動議。

議員 賛成。

河合議長 まだ何も言っていないのに、賛成はおかしいやろうが。内容が分からず、賛
成って何や。訳分からん。

鈴木君、動議内容は何ですか。

鈴木議員 本議案を常任委員会へ付託する動議を求めます。

議員 賛成。

河合議長 ただいま鈴木君から、議題となっています議第50号を文教民生常任委員へ
の付託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者があります
ので、成立をいたしました。

議第50号を文教民生常任委員会へ付託する動議を議題として採決をします。
この採決は起立によって行います。この動議のとおり、議第50号を文教民生常任委員会へ付託することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、議第50号を文教民生常任会へ付託する動議は否決されました。

したがって、議第50号を本会議において審議します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

本田議員 議長。

河合議長 本田君。

本田議員 1億4,410万円という、大きな契約だと思います。この工事は、いつまで行われるものですか。本会議が6月末までですので、これが、緊急性があるということでしたら分かることもあるんですが、いつまで行うのか、ちょっとご質問させていただきます。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田議員のご質疑にお答えいたします。

本工事の工期につきましては、現時点では令和6年3月22日を工期末としております。

以上です。

本田議員 いつからですか。

教育次長 工事契約成立の日から令和6年3月22日となっております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

本田議員 議長。

河合議長 どうぞ。

本田議員 私も学校現場にいたんですが、空調工事をすぐにするということはないと思うんです。少なくとも子どもたちがいないとき、夏休みから始まると思うんですが、工事は、実際は夏休み中から始まるんじゃないですか、質問します。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田議員の再質疑にお答えします。

当然、子どもたちがいない夏休みの方を工期の方と、主たる工事の工期というふうに決定しておりますが、当然部材の調達、人員の配置等の都合もありま

すので、例えば本日6月5日ですけども、契約、もし議決をいただければ本日から工事の方は取りかかりますけども、委員会付託となった場合は当然、6月27日が今議会の会期となっておりますので、最終日まで約23日間遅れるというか、工期、契約期日が後になるということになりますので、当然夏休みが7月の末頃を予定しておりますので、工期準備期間が1か月程度短くなるということがありますので、本日議決の方をいただきたい旨、議案として上程させてもらっております。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

本田議員 ありません。

河合議長 他に質疑ありませんか。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、議第50号契約の締結につき議決を求めることについて、質疑をさせていただきます。

まず、議会運営委員会で質疑をしたときに、総務課長からは、落札率や工事概要については即答がありませんでした。工事内容について、ここで詳細な説明を求めます。入札調書を見てみましたら、「吸収式から電気方式へ改修」という文言がありました。私はこういう関係には素人ですので、詳しく教えてください。そして、先ほど同僚議員も問われましたが、工事期間についてはざくっとした説明しかありませんでした。大体何か月ぐらいかかるのかとか、特に、止めなければいけないような内容も入ってしまって、期間がうんと延びて、3月末を目指しておられるのかなどの説明をお願いします。

それから、エアコンの総台数を報告してください。そして、私、落札率についてお聞きしたときに、80%ぐらいだったかなというような返事でしたので、落札率、知るために、入札結果調書がもう今やネットで見られる時代ですので、調べてみました。6者入札で、株式会社伊藤組が1億3,100万円で、落札率73.8%で落札していることが分かりました。ちなみに、この6者のうちで一番最高額を入れたのが株式会社奥田工務店で、1億4,700万円ということでした。落札をした伊藤組との差額が1,600万円です。株式会社伊藤組は、株式会社奥田工務店に吸収合併されたと聞いていますが、同族会社でこれだけの差額が出ることに疑問は抱きませんでしたか。適正価格かどうか判断する上で、大切だと考えませんか。

そして、また「奥田工務店 豊郷町関連工事」とスマホで検索をかけたところ

ろ、町の入札結果調書とともに、2023年5月12日、令和4年度工事第023号豊郷町立豊日中学校空調設備改修工事、豊郷町上枝50番地、豊日中学校、株式会社奥田工務店、老朽化した空調の工事を実施と掲載してありました。なぜ株式会社伊藤組となっていないのか、不思議で仕方がありません。

4点目です。設計したのは株式会社水原建築設計事務所なのですが、設計監理業務はどこがやることになりますか。この設計の方の入札調書も、この工事については関わってきますので、この設計の入札調書も見てみました。予定価格759万円に対して338万円で、44.5%で落札しています。最高額提示の株式会社環境空間設計は820万円、108%と、差が大き過ぎると思いませんか。おかしいなと疑義を感じていないのかどうか、教えてください。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは議第50号、高橋議員のご質疑にお答えいたします。幾つかご質疑の方いただきましたので、漏らしていたらご指摘いただけるとありがたいです。

詳細な工事内容ということですが、既存のエアコンを、全て取替えを行うということになりますので、詳細と言われますと、室外機と室内機を全て入れ替えるという形となっております。主要な工程ということですが、当然契約そのものが成立しておりませんので、現時点で工程の方はできておりません。今後の打合せになろうかと思えますが、基本的には夏休みであったり春休み、冬休みを集中工事期間として、工事の方を実施していこうというふうに現時点では考えております。エアコンの台数ですが、現状69台の室内機を68台に更新するものとなっております。

奥田工務店、同族会社さんとの差額についてですが、あくまでも結果ですので、同族会社とはいえ、別の法人である株式会社がそれぞれ設計をして、それぞれ入札されておりますので、そこに差があるかどうかというのは、原則としては判断の方はしておりません。あと、奥田工務店さんの方のホームページに載っているということですので、こちらの方につきましては私の方、存じ上げておりませんので、答弁の方は差し控えさせていただきます。

監理につきましては、実施設計そのものが水原建築設計さんの方をお願いしておりますので、監理も水原設計の方をお願いしようというふうに、現時点では考えております。こちら、本契約が成立後に水原設計の方と協議の方をしていきたいと考えております。

環境空間設計さんと水原設計さんの、設計の入札の差額が倍ほどあるという

ことにつきましても、こちらもあくまでもそれぞれの会社さんがそれぞれ積算されて、環境空間設計さんは820万円かかりますよという見積りの方を出して、入札の方をしていただいておりますし、水原設計さんの方は338万円でできますよという入札をしていただいているという結果として受け止めております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

室内機、室外機全てを取り、なくすということですね。そして、新しい台数が68台。大体の相場として、1台幾らぐらいかかるんでしょうか。そして、見積りとかを取られるときに、きっと試算はしておられると思いますので、教えてください。

それから、先ほどお答えいただけなかったように思います。吸収式から電気方式へ変えるということは、そもそもどういうことか、分かりませんので教えてください。

工事期間につきましても、イメージが湧きません。もちろん契約がちゃんと成立してから云々というのは、一般的な答弁かとは思いますが、先ほど私、例えば夏休み中に終わらない可能性があるのかどうか、冬休みまで持ち越してしまう、そういう可能性があるのかどうかということをお聞きしたつもりなんですけれども、答弁をお願いいたします。

そして、2点目の伊藤組と奥田工務店につきましては、それぞれがというのは、入札調書を見たら分かります。結果調書にちゃんと額とかも載っていますので。それにしても、次の3点目と同じような、ひっくるめての質問をさせていただきますけれども、相場的に、例えばこれ1,600万円も差が出るとか、そういうのが、どういうところから出るんだろうなというのが素朴な疑問です。ましてや、同じ系列の会社だったら大体似たような額になっていくのが普通かなと思うんですけれども、そこら辺を全く、おかしいとか、何だこれはとか、感じることなく済まされてきたのかを教えてください。それから、水原設計。

河合議長 高橋君、質問は簡明にきなさいよ。そんな疑うような発言したら、誰がそんなことと思いますか。誰が何ぼ入れるか分からんのに。(聞き取り不能)

高橋議員 それでは続けます。設計監理業務は水原設計になるだろうということだったんですけれども。

河合議長 質問内容を把握してください。

高橋議員 役場庁舎のときに、環境空間設計ではなく水原さんが監理業務をされましたけども、これは真っすぐ、設計監理は水原設計事務所ということで、もう本決まりだと思っていたらいいのかどうかを教えてください。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど、吸収式と電気式、漏らしていて申し訳ございませんでした。吸収式と俗に呼ばれるものですが、以前古い役場庁舎であったりとか、今、豊栄のさとのエアコンも吸収式なんですけども、大きい冷却塔であったり冷温水ポンプというのを1台設置して、それで全部の建物の空調をするというのは、以前の吸収式と呼ばれているものなんですけども、現在の電気式と言われるものは、今、こちらの方にもありますけど、こういったエアコンで、室外機と室内機をつなげる、今、もう主流としては、吸収式であると、ポンプが壊れると全館冷暖房が壊れるということになりますので、電気式であれば、エリアごとにエアコンを分けて室外機の方を設置しますので、それぞれグルーピングの方ができるといことで、世間一般としては今、電気式の方に流れておりますので、今回を機に、吸収式から電気式に交換させていただこうというふうに考えております。

あとは、主要な工事期間につきましては、当然夏休み期間を、室内機と配管の工事を主にやろうというふうに考えております。それ以降、室外機は当然外にありますので、それは例えば授業中、授業が終わってからであれば工事の方ができる部分に関しては、それぞれ工事の方をしていこうかなというふうに考えておりますが、今回、空調システムが吸収式から電気式の方に変わりますので、既存のキュービクルの電圧が足りないということで、キュービクルの増設の方を現時点で予定をしておりますが、キュービクルの、今現在ウクライナ紛争の関係がありまして、電気機器の調達が不透明になっておりますので、それが何月に入るか、今、現時点でまだ、今、発注の方はかけていただいている最中なんですけども、本日契約議決をいただいた段階で正式な発注になりまして、年度内に収まるかどうかと、今ちょっとかなり厳しい日程ではあるんですけども、できるだけ早い段階でキュービクルの増設を行っていくということで、基本的には休み期間中を集中的な工事として、それがもしできなければ、例えば分割して、土曜日、日曜日に分割して工事の方をしていくという。何分大きい建物ですので、分割しながら1年間かけて整備の方をしていこうというふうに考えております。

あと、同族会社さんの見積りが違うという部分に関しましては、それぞれ当然取引先、同族会社とはいえ、下請であったりとか、エアコンの、何というか、取引先というのは当然違いますので、全て同族会社さんが、全て取引先が同じとは限りませんので、それぞれの会社さんの方でそれぞれ積算をされておりますので、同族会社の差があるさかいにおかしいというふうには、基本的には考えずに、それぞれの独立した経営体を見積りを比較して、安い方と契約させていただくというのが契約の原則ですので、その点ご理解いただければというふうに思っております。

あと、水原設計さんに本決まりかということで、当然、本日契約の方を議決がいただければ、水原設計の方に見積りを提出させて、契約の方に進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、ごめんなさい、エアコンの単価ですけども、今ちょっと手元に見積りの方を持ち合わせておりませんで、申し訳ございません。恐らく1台、記憶がないのであまりいいかげんなことは言えないんですけども、1台数十万円だったかなというふうに記憶しております。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、再々質疑をさせていただきます。

キュービクルが、ウクライナ戦争の影響などでいつになるか分からないというような答弁がありました。それはもう、今の現状はそうだと思うんですけど、相場的に、普通、大体今まで皆さんが経験なさった中で、こういう工事なら夏休み中で終わるだろうとか、そういう判断をもし持ち得ておられましたら、教えてください。

それから、なぜ私が水原設計に確約かとお尋ねしたのかといいますと、確か、私の記憶が間違っていたらまた訂正させていただきますが、役場の庁舎の場合は環境空間設計が設計をされて、監理設計は水原さんだったように記憶しているんです。そういうことがあったので、また違うところになる可能性があるのかどうかということで聞かせていただきました。答弁よろしくをお願いします。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再々質疑にお答えいたします。

キュービクルの、基本的にはキュービクル、物があれば半年ぐらいで、今ま

であれば当然納品できていたんですけども、物が無いということですので、今、伊藤組さんの方で、取引先の方に幾つか当たっていただいております、何とか工期内にキュービクルが納品できるように、今、手配の方はしていただいているところでございます。

夏休み期間中に終わるかどうかという部分に関しましては、基本、キュービクルの納品の時期が確定すれば、当然、そこに電気をつなぎに行かないと、エアコンは設置はするけども、エアコンが使えないということになりますので、当然工期そのものに関しては一月もあれば、集中的にやれば何とか年度内には収まるかなというふうには考えております。

あと、設計と監理が違うという部分に関しましては、それぞれそういった、それぞれで入札されたりであったりとか、恐らく異なることもあろうかと思っておりますけども、今回の工事につきましては水原設計さんの方に、うちとしてはお願いしようというふうに考えております。

以上です。

河合議長 他に質疑はありませんか。

中塚議員 議長。

河合議長 中塚君。

中塚議員 すいません、1番、中塚です。

1点だけ確認させていただきたいんですけども、1億円以上かけて空調の設備の改修というような、ちょっと大規模になっていると思うんですけども、実際のところ、交換したら費用対効果、節電効果はどのぐらい見込まれているか教えていただけますでしょうか。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、中塚議員のご質疑にお答えいたします。

節電効果はということですけども、ごめんなさい、詳細な設計に関して、節電効果がどの程度あるかという部分を考慮せずに、もともとの設計、吸収式から電気式、現状のエアコンに交換するということですので、詳細な節電効果としてどの程度見込めるかというのは、設計としては含んでおりませんので、現時点でお答えする材料がございません。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第50号契約の締結につき議決を求めることについて（工事第023号豊郷町立豊日中学校空調設備改修工事）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、多数）

河合議長 起立多数であります。よって、議第50号は同意することに決定しました。

日程第33、議第51号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第51号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、豊郷町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6では森林環境税の導入に伴う所要の改正、第82条では特定小型原動機付自転車に関する所要の改正でございます。どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第51号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第51号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

すいません。ちょっと書記、先ほどの工事契約締結の同意することを、「可決」に変えてください。申し訳ございません。「同意」じゃなくして、「可決」

であります。

日程第34、議第52号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第52号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

条例で規定する一般職の職員の範囲について、従来明文化されていなかった臨時的任用職員を算入しないことをより明確にするために、所要の改正をするものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第52号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第52号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

日程第35、議第53号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第53号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、豊郷町印鑑条例についても、民間端末機による印鑑登録証明書の交付手続について所要の改正をするものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第53号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより議第53号、豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。
日程第36、議第54号豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第54号豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案の提案説明を申し上げます。
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴う子ども・子育て支援法の一部改正により、引用条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第54号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより議第54号豊郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第54号は原案どおり可決されました。
日程第37、議第55号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第55号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴う子ども・子育て支援法の一部改正により、引用する項が削られたため、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第55号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第55号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

日程第38、議第56号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第56号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことを受け、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、安全計画の策定の義務づけ、自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務づけ、小規模保育事業所の職員配置に係る特例を定めるものとなります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、ページを打っていないからあれですね。1枚めくっていただいて、安全計画、真ん中ほどですね。安全計画の策定等とあります。これは、これがもし可決されたら、私たちの町の場合は、まだまだこういう事業者は、担当の説明によりますと、今年でしたか、2月ぐらいにお一方、意欲を見せた方がいらっしまったけれども、現実には、こういう事業をなさっている方はおられません。これが可決された場合には、積極的にこういう事業に取り組みませんかということ、手だてを打っていくのかどうか、ただ条例として置いているだけに終わりそうなのかどうかを教えてください。

それから、次のページの真ん中ほどです。当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて云々とあります。これというのは、豊郷幼稚園が使っているような、ああいうバス形式を想定していたらいいんでしょうか。それとも自家用車的な、少人数を送り迎え、送迎する等も含まれていくのでしょうか、教えてください。

それから、まためぐりまして、また真ん中ほどです。「配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識および経験を有すると町長が認める者を置かなければならない」とあります。大体どういう職種の方とか、どういう経験をお持ちの方が、この加えてもよいという人材になるのかを説明してください。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

安全計画の策定については、当然この条例が施行後には、安全計画を策定する場合は、安全計画を策定してくださいねという義務規定になりますので、それは当然していただくと。家庭的保育事業所が今現在ないので、積極的なアナウンスはどうするのかということですが、現時点で家庭的保育事業の方は2歳までの保育所になるんですけど、少人数で、20人以下でやるところになるんですけども、当然そこが卒園された場合は、連携する保育施設をつくらなければならないという現場の、子ども・子育て支援法の方に決まりがありまして、それは当然、その事業所を卒園しました、次は、例えばうちでいうと愛里保育園であったり崇徳保育園であったり豊郷幼稚園であったりという連携の方をする形になりますので、それぞれの受入先の、現時点でキャパがないの

で、積極的なアナウンスはあまり考えてはいないんですけども、当然0・1・2歳児の保育需要が当然高いので、そこはできればアナウンスの方はしていければな、積極的なアナウンスをどの程度までやるかというのは現時点では決めてはおりませんが、条例施行後には、できるだけアナウンスの方はしていければなというふうに考えております。

バスの安全装置につきましては、ご指摘のとおり幼稚園バスと同様のものを考えていただければ結構でございます。送迎サービスを、家庭的保育事業所さんが、例えば子どもさんを送迎するサービスをセットで保育所としてやられる場合、バスの安全装置をつけてくださいねという規定になっていますので、それをやられない場合、当然登園させてくださいというて、受入れだけやる場合は、当然バスの安全装置の方は必要ありませんので、そこはつけないということでご理解いただければというふうに思います。

第6条の、「保育士と同等の知識および経験を有すると町長が認める者」というのは何かということですけども、こちらにつきましては、都道府県知事が保育士と同等の、そういう研修の方をされておるんですけども、その研修を受講された方を家庭的保育事業所の保育士とみなすことができるという規定を設けております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。現時点で町内にこういうところがないから、イメージ湧かすのが難しいんですけども、そういうことが想定される、アナウンスは、こういうことが大事だということはお認めになりましたので、アナウンスも、どういう形になるか分かりませんが、やっちはいかれるように今、思いました。そのときに保育士は、これは何人、こういう基準というのは、保育士の資格がある人が各事業所には何人ぐらい必要なんだとか、資格がなくても、それに類する方が何人ぐらいいたら運営できるのかとかを教えてくださいたいのと、お勤めになる方は、年齢とかは全く関係なくこういう事業は行われていくのかどうかを教えてください。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えいたします。

アナウンスをしていくということで、その積極的なアナウンスをしても当然、

現在私の、愛里保育園長の方を兼務させていただいておりますが、保育園の保育士の確保はかなり苦しんでいるところもありますので、家庭的保育事業をやるというと、定数が、どの程度人数が必要かというのがですけれども、家庭的保育事業の元の条例の方を見ていただければ分かるんですけども、利用定員が、例えば20人以下であれば5人必要であるとか、あと、保育士の配置基準につきましては、現状の保育士で0歳児は3人に保育士が1人、1・2歳児は6人に1人、2歳児からはというふうにありますけれども、それがそのまま適用されますので、それは当然定員20人の0歳児を18人受け入れますよということ、保育士6人要りますし、そこにプラスで1名保育士を派遣しなければならないという、こういう決まりになっておりますので、なかなか0・1・2歳児の受け入れをしようとすると、子どもの数は少なくとも、保育士の確保が増えていきますので、そこは一定難しいのかなというふうには現時点では考えております。

あと、年齢につきましては、特に年齢の縛りの方はございませんので、例えば70歳で元保育士の方が、家庭的保育を運営したいと言われれば、どうぞよろしくお願ひしますという形になろうかと思ひます。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第56号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第56号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

日程第39、議第57号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第57号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準が一部改正されたことを受け、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、安全計画の策定の義務づけ、自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務づけ、業務継続計画策定の義務づけを定めるものとなります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、議第57号につきまして質疑をさせていただきます。

全員協議会の場所で、この策定業務に当たるのは誰になりますかとお尋ねしましたら、担当の、多分教育委員会の担当の職員という回答でしたので、この学童保育現場の先生に全責任を負わせるということではなかったんだということで、ほっとしているんですけども、その現場の先生方の声というのはとても大事だと思うんです。本当に有効な安全計画をつくるためには、何としても現場の声を生かしていかなければいけないと思うんですけども、その辺はどういうサイクルで、どのように練り上げていく予定なのかを教えてください。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

安全計画の策定について、現場の意見をどう吸い上げていくのかということですけども、当然原案の方をうちの方で作成させていただいて、それぞれ日栄小、豊小ありますので、指導員に見ていただいて、この部分は実現可能かどうかということも含めて、当然この部分がうちの方で、事務局で記載している部分が足りなければ、そこに追記していただく形をしていって、最終的には決定していく形を取ろうかなと、現時点では考えております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋君、どうぞ。

高橋議員 この議決の後、大体いつぐらいにはこの計画は出来上がりそうなのか、見通しとかはありますか。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 現時点での大まかな見通しというのは、今のところ立ててはいませんが、できるだけ年内には原案を作成して、来年4月には間に合うように、計画そのものができるように考えております。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第57号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第57号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお祈りをいたします。

ここで、昼食のために暫時休憩をいたします。再開は1時15分をお願いをいたします。

(午前 11時45分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

日程第40、議第58号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から、日程第43、議第61号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第58号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から、議第61号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第58号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,277万円を追加し、歳入歳出予算総額を54億5,576万2,000円とするものであります。

歳入では国庫支出金 3,114 万 9,000 円、繰入金 4,171 万 7,000 円、諸収入 130 万円を追加し、県支出金 139 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、歳出では議会費 174 万円、民生費 894 万 9,000 円、衛生費 325 万 6,000 円、農林水産業費 68 万 2,000 円、教育費 206 万 9,000 円を追加し、総務費 1,142 万 7,000 円、土木費 67 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、議第 59 号令和 5 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,600 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 9 億 2,398 万 6,000 円とするものであります。

歳入では国庫支出金 4 万円を追加し、県支出金 711 万 8,000 円、繰入金 892 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、歳出では総務費 73 万 4,000 円、保険給付費 711 万 2,000 円、国民健康保険事業費納付金 815 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、議第 60 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。

第 2 条収益的収入及び支出の補正は、収入、第 21 款水道事業収益の既決の予定額から 194 万 1,000 円を減額し、総計を 2 億 1,177 万 3,000 円に、支出、第 22 款水道事業費用の既決の予定額に 738 万 1,000 円を追加し、総計を 2 億 1,069 万 3,000 円とするものであります。

第 3 条資本的収入及び支出の補正は、収入、第 23 款資本的収入の既決の予定額に 1,703 万 9,000 円を追加し、総計を 1 億 5,691 万円とし、支出、第 24 款資本的支出の既決の予定額に 855 万 9,000 円を追加し、2 億 4,326 万 3,000 円とするものであります。

第 4 条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第 7 条 1、職員の給与費から 220 万 3,000 円を減額し、1,422 万 6,000 円に改め、第 5 条他会計からの補助金は、予算第 8 条を 202 万円減額し、2,897 万 3,000 円に改めるものであります。

次に、議第 61 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。

第 2 条収益的収入及び支出の補正のうち、収入、第 41 款下水道事業収益の既決の予定額に 329 万 7,000 円を追加し、3 億 5,172 万円とし、支出、

第51款下水道事業費用の既決の予定額に1,330万3,000円を追加し、総計を3億1,763万7,000円とするものであります。

第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第7条中1、職員給与費を2万9,000円追加し、1,223万7,000円に改め、第4条他会計からの補助金は、予算第8条を3万円追加し、1,135万5,000円に改めるものであります。

以上、議第58号から議第61号まで一括して説明いたしました。この後、担当課長から補足説明をさせますので、どうぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは補足説明をさせていただきますが、1つ、今ほど町長の提案説明の中で、議第59号、国民健康保険事業特別会計の説明の中で、既決の予算から1,600万3,000円を追加すると説明されましたが、正しくは減額ですので、おわびして訂正を申し上げます。

それでは、改めまして議58号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）について、主なものを抜粋して補足説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、6ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、電気・ガス・食料品価格高騰支援交付金3,054万1,000円です。

同じページ、款15県支出金の減額は、国民健康保険の保険基盤安定軽減分負担金等で、当初予算では仮係数を使用しておりましたが、確定係数で再算定を行ったものです。

続きまして、7ページ、款20諸収入、雑入の一般コミュニティ助成事業の130万円は、センターの方から交付の内示がきたことによるものでございます。

次に、歳出につきましては、各科目の節2の給料、3の職員手当等、4の共済費につきましては、4月の人事異動による調整でございます。

また9ページ、款2総務費の10地域づくり推進費の18負補交130万円のコミュニティ助成につきましては、大字吉田区のコピー機の整備に対する補助金となります。

次に10ページ、款3民生費、社会福祉総務費の18負補交の600万円につきましては、燃料等物価高騰の負担軽減のために、医療機関、介護施設や障害者施設に対する補助を行うものです。

12ページ一番上、児童福祉総務費の12委託料の268万6,000円は、保育士の人材紹介の委託料で、フルタイム保育士2名とパートタイム保育士2名分を見込んでおります。

次に13ページ、款7商工費につきましては、物価高騰に対する支援として、1世帯2万円のクーポン券を配布する事業を行うための経費として計上させていただきます。

次に、14ページ一番下、款10教育費、目3教育振興費の10の需用費の消耗品費134万8,000円については、自転車のヘルメットの着用が努力義務となったことから、中学生全生徒にヘルメットを配布する事業に要する経費でございます。

最後に16ページ、目3の文化財保護費については、軽自動車の買換えを行う予定をしておりますので、その費用を計上させていただきました。

以上、補足説明といたします。

医療保険課長 議長。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から議第59号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細を説明させていただきます。

令和5年度当初予算で計上しております保険給付費と納付金については、県が示しております仮係数の結果により計上しておりますが、確定係数により再計算し直した結果に基づき計上しております。

歳入では、5ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4職員給与費等繰入金73万4,000円の減額については、職員の人事異動等に伴う人事交流による減額分となります。

節5出産育児一時金繰入金42万7,000円の増額については、出産育児一時金の引上げに伴う増によるものです。

6ページ、款5繰入金、項2基金繰入金、目1国民健康保険運用基金繰入金537万4,000円の減額については、先に申し上げました確定係数により再計算し直し、財源不足見込額が減少したことに伴い、基金の取崩しを減額したことによるものです。

款9国庫支出金、項1国庫補助金、目50出産育児一時金補助金4万円の増額については、今年度に限り、出産育児一時金の引上げ分について、支給1件当たり5,000円を国庫補助金として財政支援されるものです。

歳出では、8ページ、款1総務費、項1総務管理費113万1,000円の減額、項2徴税費39万7,000円の増額については、職員の人事異動等に伴う

人事交流によるものです。

9 ページ、款 2 保険給付費、項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金 6 4 万円の増額については、出産育児一時金の引上げに伴う増加によるものです。

以上でございます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 私からは、議第 6 0 号令和 5 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

まず 3 ページ、収益的収入、款 2 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 3 補助金 2 0 2 万円は、人件費の減額でございます。

次に 4 ページ、支出、款 2 2 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費、節 6 委託料 5 4 2 万 7, 0 0 0 円及び節 1 1 材料費 2 2 6 万 1, 0 0 0 円の追加は、メーター交換に係る委託費と材料費を、4 条の資本的支出から振り替えたものです。

目 4 総係費 2 1 3 万 9, 0 0 0 円の減額は、人事異動による減額です。

次に 5 ページ、資本的収入、款 2 3 資本的収入、項 3 工事負担金、目 1 工事負担金 1, 7 0 3 万 9, 0 0 0 円の追加は、安食西バイパス新設による配水管移設工事費の県による負担金、支出では、款 2 4 資本的支出、項 1 建設改良費、目 2 メーター費 2 2 6 万 1, 0 0 0 円の減額は、収益的支出への振替でございます。

目 4 配水管設備改良、節 1 委託料 3 0 9 万 8, 0 0 0 円の追加は、メーター交換の減額と水道台帳の更新による追加です。

節 2 改良工事費 7 7 2 万 2, 0 0 0 円の追加は、安食西バイパスの整備工事に伴う水道管の移設工事でございます。

次に、議第 6 1 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

2 ページ、収益的収入、款 4 1 下水道事業収益、項 2 営業外収益、目 5 長期前受金戻入 3 2 5 万 5, 0 0 0 円の追加は、雨水対策調査に伴う国庫補助の増額分です。

3 ページ、支出、款 5 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費 3 0 0 万円の追加は、マンホールポンプ保守点検業務の緊急対応分です。

目 4 減価償却費 1, 0 2 4 万 2, 0 0 0 円の追加は、雨水対策調査費、台帳更

新業務に係る増額分です。

以上です。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一君。

西澤博一議員 それでは、議第58号令和5年度豊郷町一般会計補正について、何点かお聞きしたいと思います。

まず1点目ですけれども、10ページ、民生費の中の18燃料費高騰の件ですけれども、一応分配という関係になってはいますけれども、医療関係、福祉関係ですけれども、どのような形で、どのようにされるのか、詳しく答弁を求めたいと思います。

13ページですけれども、目3農業振興費、集落営農活性化プロジェクト促進事業の補助金なんですけれども、これは地域計画策定推進事業対策と関係があるのか、なければ、今のこの集落活性化のプロジェクトについての説明等をお願いしたいと思います。

そして、商工費の中で、商工費の1、12委託料6,680万ですけれども、この全世帯2万円についてですけれども、議決された場合どのような形で発送されるのか、そして、いつ頃の時点で、各世帯に2万円が交付されるのか、その点についても説明をお願いしたいと思います。

あと、14ページの教育振興費なんですけれども、ヘルメット義務的とか、いろいろ、国は勝手なこと言うてんねやけども、このヘルメットを購入するに当たって、中学校にいはる人はほんでええけど、来年度、小学校から中学校へ入ってきはった方に対しては、入っているさかいに、ヘルメットの支給はされると思うんねんけども、それ以前に、小学校5年、6年のときにヘルメットを買われる方もおられるかわからないので、それは事前に小学校の方に、うちは中学校はこのような形にしますさかいということの報告だけはしとかないかなと思うんですけれども、その点について、どうですか。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは10ページ、民生費の中の18負補交の燃料費等物価高騰負担軽減支援金についてのご質疑にお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、議会で議決をいただきましたら要綱を作成させていただきます。こちらにつきましては、対象の事業所に給付についてのご案内をさせていただきます、申請

があった後に振込をさせていただこうと考えております。案内の発送については、7月を予定しております。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は、58号の13ページの農林水産業費、農業費、農業振興費の28万2,000円なんですけれども、こちらは地域計画とは関係ございません。こちらの方は集落営農活性化プロジェクト促進事業費の補助金ということで、集落営農組織が継続的な発展のために、体制や、集落営農の体制等をビジョンとして作成されます。それについての補助金となっております。今回、あめふりのファームさんが申請されたもので、採択されましたので上げさせていただいております。

続きまして、商工費の、商工振興費の委託料についてですけれども、こちらにつきましましては、昨年度実施しました各世帯3万円の商品券と同じような体制で実施したいと考えております。郵便につきましましては、今回通信運搬費で郵送費を見させていただいておりますけれども、郵便の方で送りたいと考えております。今、計画では9月中旬に郵便で各世帯に送る計画をしております。商品券につきましましては昨年度同様、10月1日から1月末までを考えております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、西澤博一議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは、14ページの商品品のヘルメットの、来年度の入学生の分についてですけれども、現時点でヘルメットを来年度の新入生に購入するかどうかというのは、まだ現時点で決めておりません。当然、今年度につきましましては、この4月から努力義務化したので、授業であったりとか部活動で自転車を使うことがあるので、現在の1年生から3年生の方には支給させていただいた。来年の新入生につきましましては、今、現時点で考えているのは、そのまま今回のようにもう一度買うのか、今現在、入学助成金を1人2万円、中学校の方については2万円支給しておりますので、例えばそこに5,000円を追加して、2万5,000円を増額しますので、そこでヘルメットを買ってくださいというお願いをするか、当然5年生、6年生でヘルメットも買われているご家庭

も当然であろうかと思imasので、その方にわざわざ、わざわざというか、もう一度買うと二重の投資になりますので、現状必要のない人には買わないという形を取ると、そこら辺、そごも出てきますので、入学助成金を増額することで、そこで網羅をしいこうかなと現時点では考えておりますが、ただ、当初予算では2万円の予算しか計上しておりませんので、今後詳細を詰めさせてもらってから、9月補正であったり12月で補正の方をお願いしようかなと、現時点では考えております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、議第58号一般会計補正予算（第3号）につきましてお尋ねします。

まず、9ページです。9ページの10地域づくり推進事業費130万円と上がっています。吉田がコピー機をご希望ということの説明がありましたけれども、これは現在もきつと持っていらっしゃると思うんですけれども、新規購入のための助成なんでしょうか。字によってはリースとかをやっておられるところもあるのかなと想定するんですけれども、これはそのものを購入してとっていただいいですか。

10ページです。10ページの1社会福祉総務費の中の18負補交、先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、600万円、確か6か所とおっしゃったと思うんですけれども、どういう施設なり事業所を想定なさっているのかを、今で分かっている施設はこういうところかというのを教えてください。

11ページです。11隣保館の施設費、会計年度任用職員がやっと探せたのかなと思うんですけれども、この募集というのはいつ頃なさって、そして、どういう方法で探して、探すところまで行き着いたのかを教えてください。

12ページです。3の愛里保育園施設費です。この268万6,000円は、人材紹介のところに委託して、フルの方を2名、パートの方を2名という募集にかけるんだということだったんですけれども、1点、よく愛里保育園に勤めていた経験がある方に、ずっとたどって行って、どうだ、どうだ、何とか来てもらえませんかという、そういう方法もあると思うんですけれども、それはもうどのぐらい声かけとかをなさったのかをお願いします。そして、皆さんもご存

じのように、愛里保育園は教育次長と兼務となっております。これは、全く園長先生は入っていないみたいなんですけれども、そちらの募集についてはどんな感じなのかも教えてください。

13ページです。商工費の中の商工振興費、先ほど簡単に説明がありましたけれども、私は、この事業というのはいろいろな形で取り組まれましたけれども、やはり印刷代、郵送代、そして商工会の方々にお世話になる手間代等、いろいろ発生すると思うんですけれども、先ほど申しました印刷、郵送、手間代はどのぐらいを見込んでおられるのか。直接給付ということを考えなかったのかを教えてください。

それから、14ページの一番下です。ヘルメットのことなんですけれども、ある方から、さすが豊郷はええものを準備しはったなというように、評価が上がるようなヘルメットにしてほしいというお声を聞いたんですけれども、どんな形になりそうか、文教の委員会等がありますので、また予算決算の委員会もありますので、イメージが湧くような資料を、または現物があれば現物を見せていただきたいと思うんですけど、その辺のところを教えてください。

15ページです。豊郷小学校管理費の中の修繕料は、どういうところが該当するのか説明してください。

16ページの文化財保護費について、備品購入費とあります。何を買われるのかを説明してください。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

私の方は、9ページの地域づくり推進事業費の一般コミュニティ助成事業がどういったものかということやったと思うんですけど、先ほど清水課長が申し上げたように、吉田のコピー機を新しく購入するためのものです。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方からは、10ページの燃料費等物価高騰の支援金ですが、こちらの方は町内の医療機関関係5か所と、町内の障害介護事業所等11か所の全部で16か所を想定しております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは、12ページの人材紹介の件ですけれども、もともと愛里保育園に勤めていた人にどの程度声をかけたのかという、実績そのものはないんですけれども、今、園長になってから、以前いた者に声をかけろというふうにお願いしていますので、それは何人当たって何人が採用に結びついたかという実績の方は、今、手元にはありませんけれども、声かけの方はさせてもらっております。

あと、人材紹介の方の園長の募集の件なんですけれども、基本的に園長の募集をしてしまうと、現在園長がいないという勘違いをなされる可能性があるので、兼務として私の方がおりますので、引き続き園長につきましては、うちの方で種々当たって探そうとは思っておりますけれども、公募の園長は現時点では考えておりません。

以上でございます。

続きまして、14ページ、ごめんなさい。14ページの消耗品のヘルメットですけれども、現物が用意できそうであれば、委員会の方に現物をお持ちして、これ買いますというのは見せさせていただきたいと思います。もしなければ、カタログを当日までにコピーしてお渡しさせてもらおうかと思っております。

次の15ページの豊郷小学校管理費の修繕料につきましては、豊郷小学校の体育館にロールスクリーンというのがありまして、体育館の一番西側になるんですけれども、豊小の看板をつっているロールスクリーンというか、ローラーがあつて、上に上げるワイヤーが、つっているやつがあつたんですが、それを下ろしてきたら上がらなくなりましたので、そこを撤去するという部分で修繕料を見込んでおります。

一番最後の、16ページの文化財保護費の備品購入費ですけれども、先ほど総務課長の詳細説明の方にもありましたとおり、公用車の購入を1台、軽バンの方の購入を予定しております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをします。

私の方は11ページ、民生費の隣保館施設費の給与の会計年度職員の203万8,000円の増額についてですけれども、これにつきましては、社会教育指導員の分でございます。当初予算の方では、応募の関係で1人見れておりませ

んでしたので、採用に至りましたので、今回増額の補正をさせていただいたものです。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は、13ページの商工費の通信運搬費と委託料の件についてですが、通信運搬費につきましては郵送代をみさせていただいております。こちらにつきましては、現在予算では3,150世帯を今、みております。ですので、簡易書留のお金、郵送代、簡易書留と普通郵便代を合わせまして、414円掛ける3,150世帯で、130万5,000円をみさせていただいております。直接を考えなかったのかということなんですけれども、昨年度も郵便で、郵送で実施させていただきました。コロナ禍ということもありまして、させていただいたんですけれども、問題もなく各世帯に届きましたので、今回につきましてもそちらの方で行いたいということで上げさせていただいております。

委託料につきましてはですが、こちらにつきましても3,150世帯掛ける2万円の6,300万円と、商工会さんへの事務手数料ということで、380万円をみさせていただいております。その380万円の中に、クーポン券の印刷料と事務手数料等が含まれております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

商工費につきまして、私、直接給付を考えなかったんですかとお尋ねしましたけれども、1回も、この方法どうだろうねという論議などは、担当では全くなさっていないのかということと、それから、いろんな形がありましたよね。水道料金を一定期間、基本料金をなしにしたら、本当、手間とか郵送料とかかからないと思うんです。印刷代も。今、説明聞きましたらおよそ500万円ほどが、そういう手間代に、印刷代、郵送代に消えてしまうんだなということを思いますと、本当に町民の大事な税金を有効利用するには、そういう直接給付というの、もう今やコロナの給付金で、私たちの町はそういう制度をちゃんと持っていますし、考えるということをお尋ねします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再質疑にお答えします。

すいません、僕の受け取り方がちょっと間違っておりましたので、大変申し訳ございません。こちら、2万円のクーポン券にさせていただきましたのは、やはり豊郷の世帯さんに交付させていただきまして、地域で使っていただくことによりまして、地域の活性化も兼ねておりますので、直接ではなく、クーポン券とさせていただいております。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 常任委員会で聞きます。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第58号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を予算決算常任委員会に、議第59号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第60号令和5年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）及び議第61号令和5年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第58号を予算決算常任委員会に、議第59号を文教民生常任委員会に、議第60号及び議第61号を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。なお、文教民生常任委員会委員長が現在不在でありますので、暫時休憩の間に文教民生常任委員会を開催され、委員長の選任をお願いいたします。委員の方は委員会室へお集まりください。その他の方は自席でお待ちください。終了後、開催をいたします。

（午後1時54分 休憩）

（午後2時29分 再開）

河合議長 それでは、再開いたします。

文教民生常任委員会委員長が互選されました。

お諮りいたします。

諸般の報告、文教民生常任委員会委員長の互選の結果報告を日程に追加し、日程第44として議題とすることにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認め、よって諸般の報告、文教民生常任委員会委員長の互選の結果報告を日程に追加し、日程第44として議題とすることに決定しました。

ただいまより、事務局より日程を配付させます。

議会事務局長 (日程配付)

河合議長 配付漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 日程第44、諸般の報告。文教民生常任委員会委員長の互選の結果報告を議題といたします。文教民生常任委員会委員長互選の結果は、中島政幸君であります。よろしく願いをいたします。

ただいま、議会運営委員会委員が欠員となっております。よって、議会運営委員会委員の選任はいたしません。なぜかという、豊郷町議会委員会条例第7条第4項の規定では、議会運営委員及び特別委員は議長が会議に諮って指名するとなっておりますが、本町の議会の場合、各常任委員長、副議長が議会運営委員会の委員を構成しています。このことから、先ほど選挙の結果、中島君が文教民生常任委員長になられましたので、中島君は既に議会運営委員であることから、現状の5名で議会運営委員会の構成としますので、よろしく願いをいたします。それでよろしいですか。規約条例ですよ、豊郷町の。皆さん、どうですか。

中塚議員 議長。

河合議長 中塚君。

中塚議員 そこへ行ってしゃべるんですか。

河合議長 そこへ行ってください。

中塚議員 すいません、1番、中塚です。すいません、ちょっと初めてなことで、ちょっと戸惑っているんですけども、今、議運では人が足りないというような感じなので、多分追加の話が出ていると思うんですけども。

河合議長 ちょっとそれは誤解ですわ。足りないのと違います。どうぞ。

中塚議員 議会としては、結局、たくさんの人でもみ合っているいろんな意見をまとめるというのがすごく大事だと思っているので、個人的に。議運もさらに、言ったら、今、議運に入っていない方のさらに上で大事なことをまとめていただけているので、その足らへんという、その定数までいっていないというのはどうかかなと思ったりしたんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

河合議長

誰が答えたらいいの。わしが答えたらいいの。局長、どっち。わし、言うわ。

中塚議員、今、定数割れとは違うんです。意味が違います。今、豊郷町のこの条例を、第7条の第4項を開けてもらったならそのように示しています。各常任委員会の委員長と副議長で構成をするとなっておりますので、だから、こういうことを言いかけたら、議員さんは誰でもええのかとなるわけですよ。この規則どおりにいくと、各常任委員会の委員長さん、それと副議長の構成で、6名で今、構成されています。そこに今、中島君が、既にもう予算決算の委員長を兼ねています。議運の副委員長も兼ねています。そこへまた今、互選をされて、文教民生の委員長になられたんですから、私はもう少し、誰かにこうしてもらった方がよかったんちゃうかなと。今、中塚君がそう言うんだとあればね、もう十二分に勉強できると思っていますよ、本人は。私は。それなら、役員さん、長い経験しておりますので、今、町の条例でいけば、今、中塚君の言うことも、私も分かりますよ。皆さん、勉強するのは当たり前のことやで。やっぱりこれ、規定どおりにいかんとね。これから今後、こういうことがあり得るかもわからないから。今、私も長いこと経験しているけど、こういうことは初めてですわ。こういうことがあったのは。だから、もう少し皆さんで事前に話し合える場をつくってほしい、逆に言うたら。こういうこんなさきさんように、なぜこんだけの時間を与えてもろうたいいうたら、今、確認のためにやったんですわ。だから、局長と書記をちょっと呼んで、一遍こういうような事案があるけども、一遍ちょっと調べてくれというて、時間がちょっと長引きましたので、皆さんを待たせたことだけではちょっとおわび申しますけども、結果としてはそういう結果ですので、ご理解をいただきたいなど。

皆さん、ご異議ありませんか。

議員

異議なし。

河合議長

今期定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第45、請願第2号介護保険料の引き下げと利用料の補助を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上をもって、本日の日程は全部議了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるよう、よろしくお願いをいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 2 時 3 8 分 散会)